

議案第 5 号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 6 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(関市介護保険条例及び関市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ）」に改める。

(1) 関市介護保険条例（平成12年関市条例第16号）附則第19条第1項第1号

(2) 関市国民健康保険税条例（昭和33年関市条例第2号）附則第19項第1号

(関市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 関市国民健康保険条例（昭和34年関市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。